

平成 27 年

第 3 回可児市議会定例会議案

平成27年 5 月27日

## 目 次

承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	1
	可児市税条例等の一部を改正する条例	
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	18
	可児市都市計画税条例の一部を改正する条例	
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	23
	可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
議案第39号	平成27年度可児市一般会計補正予算（第1号）について	26
議案第40号	可児市税条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第41号	中部圏都市開発区域の指定に伴う可児市固定資産税の不均一課税に関する条例及び農村地域工業等導入促進法に係る可児市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例の制定について	38
議案第42号	可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第43号	可児市児童館の設置及び管理に関する条例の制定について	42
議案第44号	可児市及び可児郡兼山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書を変更する条例の制定について	46
議案第45号	人権擁護委員候補者の推薦について	47
議案第46号	財産の取得について	48
議案第47号	訴えの提起について	49
議案第48号	訴えの提起について	50
議案第49号	訴えの提起について	51
議案第50号	訴えの提起について	52
議案第51号	訴えの提起について	53
議案第52号	訴えの提起について	54
議案第53号	訴えの提起について	55
議案第54号	訴えの提起について	56

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例等の一部を改正する条例

(可児市税条例の一部改正)

第1条 可児市税条例(昭和35年可児町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(均等割の税率) 第18条 (略) 2 第11条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。		(均等割の税率) 第18条 (略) 2 第11条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。	
法人の区分		法人の区分	
(1) 次に掲げる法人	(略)	(1) 次に掲げる法人	(略)

<p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 資本金等の額 (法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額 (保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額) ) を有する法人 (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。) で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。) の数の合計数 (次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。) が50人以下のもの</p> <p>(略)</p>		<p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 資本金等の額 (法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。) を有する法人 (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。) で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。) の数の合計数 (次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。) が50人以下のもの</p> <p>(略)</p>	
<p>3 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配</p>		<p>3 (略)</p> <p>4 <u>資本金等の額を有する法人 (保険業法に規定する相互会社を除く。) の資本金等の額が、<u>資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。</u></u></p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配</p>	

関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第34条第3項及び第36条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第34条第3項及び第36条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第36条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第36条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第36条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の  
手続）

第34条 （略）

2 （略）

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限の翌日から1年を経過する日であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日

関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第34条第3項及び第36条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第34条第3項及び第36条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第36条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第36条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第36条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の  
手続）

第34条 （略）

2 （略）

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日~~後~~であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした

(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第41条の3 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(5) (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第41条の3 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(5) (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第41条の6 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

#### 付 則

第7条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第20条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 （略）

#### 第9条 削除

第41条の6 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

#### 付 則

第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第20条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 （略）

#### （個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第20条の5第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第23条の2第3項の規定による申告書の提出（第23条の3の規定により当該申告書が提出されたもの

とみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する



場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより、控除すべき額を、第20条の5第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～4 (略)

5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

(土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～4 (略)

5 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

7 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第38条の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地であって、平成26年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第38条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第38条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第38条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、

当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適

当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適

用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(農地に対して課する平成24年度から平

用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(農地に対して課する平成27年度から平

成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第16条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第107条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る付則第12条に規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1

成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第16条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第107条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る付則第12条に規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1

日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第107条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 （略）

#### 第17条 削除

日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第107条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 （略）

#### （軽自動車税の税率の特例）

第17条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第58条第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるもの

限る。次項において同じ。) に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車<sub>が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</sub>

第58条第2号イ	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車<sub>が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</sub>

第58条第2号イ	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(可児市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 可児市税条例等の一部を改正する条例(平成26年可児市条例第12号)第1条の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則 (軽自動車税の税率の特例) 第17条 法附則第30条第1項に規定する3</p>	<p>付 則 (軽自動車税の税率の特例) 第17条 法附則第30条第1項に規定する3</p>

輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第58条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第58条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第58条第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第58条第2号イ	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円



	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第58条第2号イ	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1)及び(2) (略)
- (3) 第1条中第58条の改正規定並びに附則第3条及び第5条（この条例による改正後の可児市税条例（以下「新条例」という。）付則第17条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中付則第17条の改正規定並びに附則第4条及び第5条（新条例付則第17条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1)及び(2) (略)
- (3) 第1条中第58条第2号イの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）並びに附則第3条第1項及び第5条（この条例による改正後の可児市税条例（以下「新条例」という。）付則第17条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中第58条第1号の改正規定並びに同条第2号イ（「3,600円」に係る部分に限る。）及びロ並びに同条第3号の改正規定並びに付則第17条の改

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第58条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第58条及び新条例付則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
新条例付則第17条の表以外の部分	(略)
新条例付則第17条の表第58条第2号イの項	(略)

正規定並びに附則第3条第2項、第4条及び第5条(新条例付則第17条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第58条第2号イ(「3,600円」に係る部分を除く。)の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例第58条第1号並びに同条第2号イ(「3,600円」に係る部分に限る。)及びロ並びに同条第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第58条及び新条例付則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
新条例付則第17条第1項の表以外の部分	(略)
新条例付則第17条第1項の表第58条第2号イの項	(略)

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中附則第1条第3号及び第4号並びに第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の可児市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個

人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例付則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。
- 3 新条例付則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市都市計画税条例の一部を改正する条例

可児市都市計画税条例（昭和63年可児市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(納税義務者等) 第2条 (略) 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項又は第28項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、	(納税義務者等) 第2条 (略) 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を

前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

### 3及び4 (略)

#### 付 則

(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第2条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当

乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

### 3及び4 (略)

#### 付 則

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第2条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当

該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第4条 付則第2条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、付則第2条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業

該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第4条 付則第2条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、付則第2条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業

地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第7条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地

地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第7条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地

であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

(読替規定)

第9条 法附則第15条第1項、第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項若しくは第40項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

(読替規定)

第9条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項若しくは第42項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第30項から第33項まで」とあるのは「若しくは第30項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の可児市都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。



承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年 5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 3月31日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険税条例（昭和36年可児町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額</p>

が510,000円を超える場合においては、基礎課税額は、510,000円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が160,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、160,000円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が140,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は、140,000円とする。

（国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が510,000円を超える場合には、510,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が140,000円を超える場合には、140,000円）の合算額とする。

(1) (略)

が520,000円を超える場合においては、基礎課税額は、520,000円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が170,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、170,000円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が160,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は、160,000円とする。

（国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が520,000円を超える場合には、520,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

(1) (略)

<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>245,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>450,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ （略）</p>	<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>260,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>470,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ （略）</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の可児市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第39号

平成27年度可児市一般会計補正予算（第1号）について

平成27年度可児市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成27年5月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第40号

可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例の一部を改正する条例

可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（<u>法人税法第2条第12号の18</u>に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（<u>法第292条第1項第14号</u>に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。<u>た</u></p>

3～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第23条の3の3 (略)

2及び3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(個人の市民税の納期)

第27条 (略)

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

(固定資産税の納期)

第45条 (略)

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

3及び4 (略)

付 則

だし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

3～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第23条の3の3 (略)

2及び3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(個人の市民税の納期)

第27条 (略)

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(固定資産税の納期)

第45条 (略)

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

3及び4 (略)

付 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条の2 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第36条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第36条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第36条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条の2 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第36条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第36条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第36条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 (略)

(たばこ税の税率の特例)

第17条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第70条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第73条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第23条の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定め

2 (略)

第17条の2 削除



るところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び付則第23条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第27条第2項及び第45条第2項の改正規定 公布の日
- (2) 第19条第2項及び第23条の3の3第4項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成28年1月1日
- (3) 付則第23条の3の改正規定 平成29年1月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の可児市税条例（以下「新条例」という。）第19条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第11条第2項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであったこの条例による改正前の可児市税条例付則第17条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税（以下「たばこ税」という。）については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係るたばこ税の税率は、新条例第70条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第73条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第73条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第73条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第73条第3項	施行規則第34号の2の6	平成27年改正前の地方税法施行規則第48条

	様式	の9様式
第73条第4項	施行規則第34号の2様式 又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号 の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第67条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定によりたばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第9条、第73条第4項及び第5項、第75条の2並びに第76条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条	第73条第1項若しくは第2項	可児市税条例の一部を改正する条例（平成27年可児市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第3条第6項
第9条第2号	第73条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第3条第5項
第9条第3号	第33条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第73条第1項若しくは第2項の申告書又は第109条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第3条第6項の納期限

第73条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第73条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第3条第6項
第75条の2	第73条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第3条第5項
	当該各項	同項
第76条第2項	第73条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第3条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、新条例第74条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第73条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
第7項の表第9条の項	附則第3条第6項	附則第3条第10項において準用する

		同条第6項
第7項の表第9条第2号の項	附則第3条第5項	附則第3条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第9条第3号の項	附則第3条第6項	附則第3条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第73条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第73条第5項の項	附則第3条第6項	附則第3条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第75条の2の項	附則第3条第5項	附則第3条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第76条第2項の項	附則第3条第6項	附則第3条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には、市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
第7項の表第9条の項	附則第3条第6項	附則第3条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第9条第2号	附則第3条第5項	附則第3条第12項において準用する

の項		同条第5項
第7項の表第9条第3号の項	附則第3条第6項	附則第3条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第73条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第73条第5項の項	附則第3条第6項	附則第3条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第75条の2の項	附則第3条第5項	附則第3条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第76条第2項の項	附則第3条第6項	附則第3条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第9条の項	附則第3条第6項	附則第3条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第9条第2号の項	附則第3条第5項	附則第3条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第9条第3号	附則第3条第6項	附則第3条第14項において準用する

の項		同条第6項
第7項の表第73条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第73条第5項の項	附則第3条第6項	附則第3条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第75条の2の項	附則第3条第5項	附則第3条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第76条第2項の項	附則第3条第6項	附則第3条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

議案第41号

中部圏都市開発区域の指定に伴う可児市固定資産税の不均一課税に関する条例及び農村地域工業等導入促進法に係る可児市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例の制定について

中部圏都市開発区域の指定に伴う可児市固定資産税の不均一課税に関する条例及び農村地域工業等導入促進法に係る可児市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成27年 5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

中部圏都市開発区域の指定に伴う可児市固定資産税の不均一課税に関する条例及び農村地域工業等導入促進法に係る可児市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 中部圏都市開発区域の指定に伴う可児市固定資産税の不均一課税に関する条例（昭和44年可児町条例第14号）
- (2) 農村地域工業等導入促進法に係る可児市固定資産税の特例に関する条例（昭和48年可児町条例第25号）

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（可児市企業立地促進条例の一部改正）

第2条 可児市企業立地促進条例（平成13年可児市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（他条例との関係）</u></p> <p><u>第10条 事業所等設置奨励金の運用については、農村地域工業等導入促進法に係る可児市固定資産税の特例に関する条例（昭和48年可児町条例第25号）及び中部圏都市開発区域の指定に伴う可児市固定資産税の不均一課税に関する条例（昭和</u></p>	



44年可児町条例第14号) 又はそのいずれかによる市税の減免又は不均一課税の特例措置の適用がある場合には、当該条例の適用を優先する。

2 前項の規定にかかわらず、中部圏都市開発区域の指定に伴う可児市固定資産税の不均一課税に関する条例による不均一課税の特例措置の適用がある場合は、投下固定資産の額に対応する当該不均一課税に係る固定資産税相当額を限度として事業所等設置奨励金を交付することができる。

(委任)

第11条 (略)

(委任)

第10条 (略)

議案第42号

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年可児市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第29条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	(職員) 第29条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、 <u>看護師又は准看護師</u> を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
(職員) 第31条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	(職員) 第31条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、 <u>看護師又は准看護師</u> を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

<p>(職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は<u>准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師</u>又は<u>准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

可児市児童館の設置及び管理に関する条例の制定について

可児市児童館の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市児童館の設置及び管理に関する条例

可児市児童館設置条例（昭和46年可児町条例第11号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 可児市の児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定に基づき、可児市児童館（以下「児童館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
広見児童センター	可児市広見1688番地
帷子児童センター	可児市東帷子1024番地6
桜ヶ丘児童センター	可児市皐ヶ丘六丁目1番地1
兼山児童館	可児市兼山674番地1

（事業）

第3条 児童館は、児童の健全な育成に資する事業を行う。

（指定管理者による管理）

第4条 児童館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業
- (2) 児童館の施設（敷地及び敷地内の附属施設を含む。以下同じ。）及び備品の維持管理に関する業務
- (3) 児童のための地域組織活動の育成に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、児童館の運営に関する業務のうち、市長の権限に属するものを除く業務

（休館日）

第6条 児童館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、月に2日以内で規則で定める日

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、前項の休館日を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

（開館時間）

第7条 児童館の開館時間は、1日当たり8時間30分とし、午前8時30分から午後7時までの間で規則で定める時間とする。

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、前項の開館時間を変更することができる。

（利用者）

第8条 児童館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 児童（乳幼児については、保護者が同伴する者に限る。）
- (2) 前号の児童の保護者
- (3) 児童福祉に関する事業を行う者
- (4) その他市長が必要と認めた者

（利用の許可）

第9条 前条第3号に規定する者は、児童館を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者に利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。利用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可に際して、児童館の管理運営上必要な条件を付することができる。

（利用の制限）

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 児童館の施設又は備品を汚損し、き損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認めるとき。
- (4) 児童館の管理運営上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、児童館の設置目的上又は公の施設としての役割上、その利用が不適當であると認めるとき。

（目的外利用等の禁止）

第11条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可を受けた目的以外に児童館を利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をした事項を変更し、又は利用許可を取り消し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 利用者が、利用許可に付した条件又は利用許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則その他児童館が適用を受ける公の施設の管理に関する規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が、利用許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段により利用許可を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 公益上特に必要と認められるとき。
- (5) その他児童館の管理運営上支障があると認められるとき。

2 前項の規定の適用によって利用者が損害を受けても、指定管理者はこれに対して賠償の責任を負わないものとする。

(特別の設備等)

第13条 利用者は、児童館に特別の設備を設け、若しくは備付けの器具以外の器具を搬入し、又は原状の変更をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者がその許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 第9条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用料)

第14条 第9条第1項に規定する利用許可に係る施設の利用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、その利用を終了したとき又は第12条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、その利用した施設を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者その他児童館を利用する者は、児童館の施設又は備品を汚損し、き損し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(入場等の制限)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、児童館の施設への入場を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品若しくは動物を携行する者
- (3) 児童館の施設又は備品に損害を与えるおそれのある者
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (5) 指定管理者の許可を受けずに物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告物等を配布しようとする者
- (6) この条例の規定又はこの条例に基づく規則に定める遵守事項その他児童館が適用を受ける公の施設の管理に関する規則の規定に違反する者

(7) その他管理運営上支障があると認められる者

(秘密保持の義務)

第18条 指定管理者は、可児市個人情報保護条例（平成11年可児市条例第23号）の規定を遵守し、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び児童館の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、児童館の業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第44号

可児市及び可児郡兼山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書  
を変更する条例の制定について

可児市及び可児郡兼山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書を変更する  
条例を次のとおり制定する。

平成27年 5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市及び可児郡兼山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書  
を変更する条例

(目的)

第1条 この条例は、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第  
2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の4第4項の規  
定に基づき、可児市及び可児郡兼山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議  
書（平成16年可児市告示第109号。以下「協議書」という。）を変更することを目的とす  
る。

(設置期間の変更)

第2条 協議書第10条中「平成27年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。



議案第45号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成27年 5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
可児 一恵	可児市土田2312番地

議案第46号

財産の取得について

次のとおり土地を取得する。

平成27年5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 土地の所在地等

可児市二野字鍋煎1979番79、山林、7,349.64㎡

可児市二野字猿洞1917番2、山林、254.90㎡

可児市二野字平ヶ谷1960番2、原野、23.71㎡

可児市二野字平ヶ谷1978番、山林、19.71㎡

可児市大森字奥洞865番1、山林、494.22㎡

可児市大森字奥洞865番7、山林、4,238.22㎡

可児市大森字奥洞885番4、畑、820.89㎡

可児市大森字奥洞885番9、山林、381.47㎡

可児市大森字奥洞887番1、田、1.45㎡

可児市大森字奥洞887番3、田、178.83㎡

2 目的 市道56号線道路改良事業用地

3 方法 随意契約

4 価格 33,031,296円

5 相手方 名古屋市東区葵二丁目4番1号  
株式会社三恵技建開発 代表取締役 木戸 英貴

議案第47号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

\*\*\*\*\*

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第48号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

\*\*\*\*\*

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第49号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

\*\*\*\*\*

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第50号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

\*\*\*\*\*

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第51号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第52号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年 5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

\*\*\*\*\*

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。



議案第53号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

\*\*\*\*\*

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第54号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年5月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

\*\*\*\*\*

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。